

5 ご利用いただけるお客さま

- 法人・個人事業主の方
- インターネットに接続できるパソコンをお持ちで、インターネット経由のメールが受信できるアドレスをお持ちの方
- 「**〈あきぎん〉でんさいネット**」のご利用には、「**〈あきぎん〉ビジネスIB**」のご契約が必要です。

※〈あきぎん〉ビジネスIBの詳細は、当行ホームページでご確認ください。
 ※〈あきぎん〉ビジネスIBとは、当行が提供する法人向けインターネットバンキングの呼称です。
 ※債務者としてのご利用には、当行による審査が必要となります。

6 「でんさいネット」に関するQ&A

Q.01 「でんさいネット」は複数の銀行で利用することはできますか？

A…「でんさい」の利用に関しては、支払・受取ともに複数の銀行で利用することができますが、それぞれの銀行に利用申込を行う必要があります。

Q.02 複数の口座を決済(支払および入金)口座として利用できますか？

A…支払、受取ともに複数の口座を決済(支払および入金)口座として利用することができますが、口座ごとに利用申込が必要になります。

Q.03 個人事業主は、屋号口座の利用はできますか？

A…屋号口座も利用できます。個人事業主は、個人インターネットバンキングではなく、法人インターネットバンキング(〈あきぎん〉ビジネスIB)の契約が必要です。

Q.04 支払や受取など記録内容はどのように確認できますか？

A…記録内容は支払・受取ともに「でんさいネット」に接続して、パソコン画面で確認します。ただし、支払については、当行経由で発生記録請求した内容のみ確認可能です。
 ※発生記録請求=手形の振出(支払)のこと。

Q.05 支払や受取に関して、決済予定の連絡がありますか？

A…支払については支払期日の2営業日前に決済予定情報が電子メールで通知されます。受取についても電子メールで通知されます。

Q.06 〈あきぎん〉ビジネスIBの月額手数料の他に、別途費用がかかりますか？

A…別途費用がかかります。詳細は「〈あきぎん〉でんさいネットご利用手数料のご案内」を参照ください。

Q.07 〈あきぎん〉でんさいネットを新規でお申込みする場合の必要書類は何ですか？

A…利用申込書および通帳届出印
 ※商業登記簿謄本、印鑑証明書、実印が必要となる場合があります。

くわしくは、秋田銀行の窓口、または下記までお気軽にお問合せください。

秋田銀行EBセンター



0120-288-956

受付時間 9:00~17:00 月~金(ただし、銀行休業日を除きます。)

手形に代わる新たな資金決済サービスが
はじまります！

〈あきぎん〉 でんさいネット



〈あきぎん〉でんさいネットの3つのポイント！

安心・安全

手形を発行しないため、紛失や盗難の心配がありません。

効率的

手形の発行・取立事務がなくなり、事務面の効率化がはかれます。

コスト削減

印紙税や用紙代がかからないため、コスト削減効果が期待できます。

■「でんさいネット」とは…

全国銀行協会が設立した電子債権記録機関：(株)全銀電子債権ネットワークのことで、通称を「でんさいネット」といいます。

■「でんさい」とは…

でんさいネットを電子記録機関とする電子記録債権です。

1 <あきぎん> でんさいネットのメリット

支払企業のメリット

- ① 事務負担が軽減、搬送コストも削減
手形の発行および振込の準備など、支払に関する事務負担が軽減されます。さらに、手形の搬送コストも削減できます。
- ② 印紙税の負担軽減
手形と異なり印紙税は課税されません。
- ③ 支払手段の一本化
手形・振込・一括決済など、複数の支払手段を一本化することも可能となり、資金管理の効率化がはかれます。

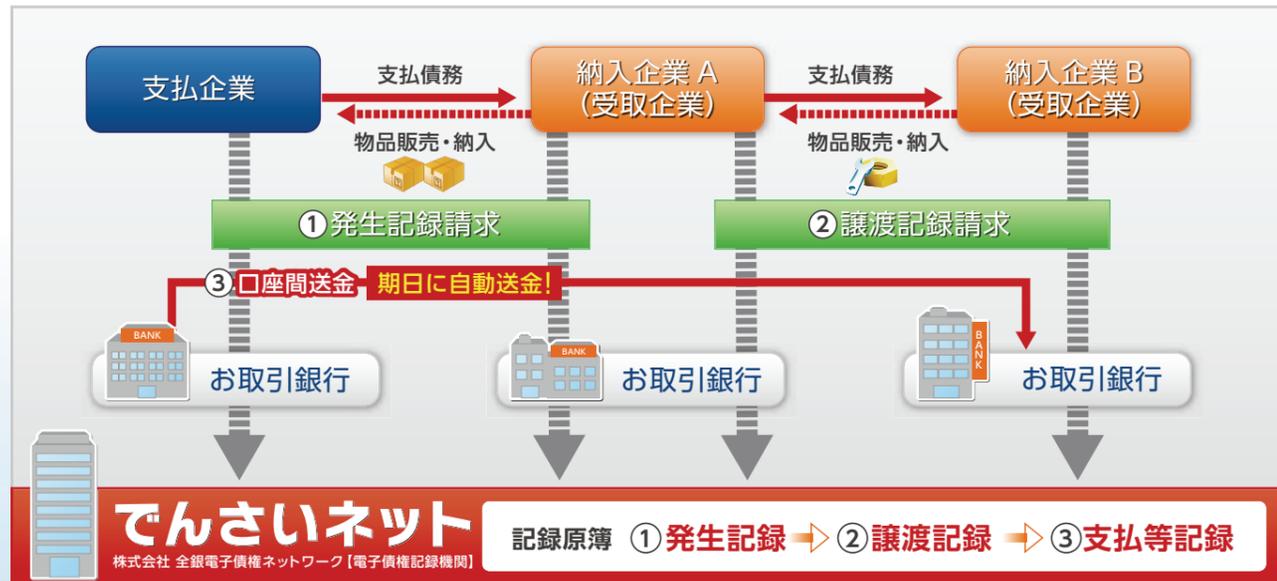
納入企業のメリット

- ① 事務負担が軽減、管理コストも削減
ペーパーレス化により、紛失や盗難の心配がありません。また、手形を保管、管理する必要がなくなり、管理コストを削減することができます。
- ② 必要な分だけ分割・割引が可能
必要な分だけ分割して譲渡や割引をすることが可能です。手形にはない「でんさい」特有の大きなメリットです。
- ③ 取立手続き不要
支払期日になると当行の口座に自動的に入金されますので、取立手続きの事務負担がなくなります。
- ④ 資金繰りに有効活用
「でんさい」は流通性の高い債権であり、これまで資金繰りに活用できなかった債権の譲渡や割引などが可能となり、無駄なく有効活用することができます。

2 取引イメージ

- ① 電子債権の発生 … お取引銀行を通じてでんさいネットの記録原簿に「発生記録」を行うことで、電子債権が発生します。
- ② 電子債権の譲渡 … お取引銀行を通じてでんさいネットの記録原簿に「譲渡記録」を行うことで、電子債権を譲渡できます。必要に応じて債権を分割して譲渡することができます。
- ③ 電子債権の支払 … 支払期日になると、自動的に支払企業の口座から資金を引落し、納入企業の口座へ払込みが行われます。また、支払が完了した旨は「支払等記録」として記録されるので安心です。なお、手形と異なり、納入企業は支払期日当日から資金を利用することが可能となります。

<でんさいネットの取引イメージ図>



3 サービスの内容

ご利用形態

ご利用目的に応じて、利用形態を選択できます。

- 債務者利用…債権者および債務者として取引を行います。(「でんさい」の発生・譲渡等すべての取引が可能です。)
- 債権者利用…債権者としてのみ取引を行います。(「でんさい」の発生は行えません。)

記録請求サービス

項目	サービス内容	ご利用時間
発生記録	手形の振出に相当します。利用者番号や口座情報等で相手先を特定し、当行を通じて発生記録の請求をします。この発生記録が行われると「でんさい」が発生します。発生日は1か月先までの日付を指定した予約が可能です。発生記録には請求方法の違いにより、2つの方式があります。 ① 債務者(支払企業)請求方式 債務者(支払企業)側から債権者(納入企業)あてに「でんさい」を発生させる方式です。 ② 債権者(納入企業)請求方式 債権者(納入企業)側から債務者(支払企業)あてに「でんさい」を請求する方式です。	平日 7:00~23:00 土日・祝祭日 7:00~23:00 ※1/1~1/3、5/3~5/5 および毎月第2土曜日を除く
譲渡記録 (分割譲渡記録)	手形の裏書譲渡に相当します。手形の裏書譲渡と同様に譲渡人は譲受人に対して保証債務を負います。また、「でんさい」は分割して一部譲渡することが可能です。	● 当日付の記録請求は 銀行営業日の15時まで (15時以降は予約扱い)
保証記録	発生済の「でんさい」について債権者(納入企業)から第三者へ保証を依頼することが可能です。5銀行営業日以内に保証人が承諾すれば保証記録が成立します。	
変更記録	発生済の「でんさい」について支払期日や金額等の変更または、債権の削除を請求することが可能です。ただし、請求後、5銀行営業日以内(請求日を含む)に債権者および債務者の承諾を得る必要があります。得られない場合は自動的に変更記録請求は取り消されます。	

その他のサービス

項目	サービス内容	ご利用時間
開示請求 (通常開示)	「でんさい」の支払期日や金額、保証人等の記録内容を<あきぎん>でんさいネットを通じて照会し、開示を受けることが可能です。	平日 7:00~23:00 土日・祝祭日 7:00~23:00 ※1/1~1/3、5/3~5/5 および毎月第2土曜日を除く
でんさい割引	発生済の「でんさい」について債権者(納入企業)が当行へ譲渡を行い期日前に資金化することが可能です。なお、でんさい割引の利用には別途所定の審査があります。	● 当日付の記録請求は 銀行営業日の15時まで (15時以降は予約扱い)
口座間送金決済 (支払等記録)	支払期日になると、債務者口座から債権者口座へ自動的に送金され、資金決済が行われます。そして、でんさいネットにおいて自動的に支払等記録が行われます。	—

4 ご利用までの流れ

